

所沢市立西富小学校PTA規約（案）

第 1 章 名所及び事務所

第 1 条 本会は所沢市立西富小学校PTAと称し、事務所を西富小学校(以下学校という)におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は次の諸項を目的とする。

(1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。

(2) 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の教育について、会員が相互に聡明な努力をする。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第 4 条 本会は児童福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は西富小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる人(以下保護者という)ならびに学校に勤務する教職員とし、会員は全て平等の権利と義務を有する。特に教育に関心を持つ者は、希望により入会を認める。

第 5 章 事業および会計

第 6 条 本会の経費は、会費およびその他の収入を持って支弁する。

第 7 条 会費は年額 2,000 円とし、一括納入とする。但し、年度途中の入会については上半期の場合は全額を納入し、下半期の場合は半額を納入する。年度途中退会については上半期の場合は半額を返金し、下半期の場合は返金なしとする。

第 8 条 本会の事業および会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までと定める。

第 6 章 総 会

第 9 条 総会は年 1 回行い、次の事項を審議する。

(1) 事業報告および決算報告

(2) 事業計画案および予算案

(3) その他の必要事項

第 10 条 総会は会員の三分の一以上の出席(含委任状)をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 11 条 運営委員会が認めた時、または会員の五分之一以上の要求があった時は、会長は臨時総会を招集することができる。